生 徒 心 得

柏陵高等学校生徒は，有為なる民主社会の形成者たるべく，本校の教育目標に向って学業に励み，日常生活のあらゆる面において，規律を重んじ，豊かな人間性を培い，健全なる校風の樹立につとめなければならない。以下その心得について述べる。

1．通学について

(1) 通学の際（休日も含む）は，所定の制服を着用する。(服装規定の項参照)

(2) 次の者については自転車通学を認める。

① 逆井駅を利用している生徒で，登下校時に必要と認められる者。

② 部活動等に加入している者。

以上の者は，自転車通学規定に従い生徒指導部の許可をとり，学校指定のステッカーを必ず添付すること。

(3) 通学途上において事故（交通事故，痴漢，恐喝等）に遭遇した場合には，ただちに警察及び学校に連絡する。

(4) 通学途上（徒歩，自転車，バス，電車々中等）は，常に柏陵高校生としての自覚と品位を失わぬよう心掛ける。

2．校内生活について

(1) 始業時刻は年間を通じ午前８時35分。生徒

は10分前には登校し５分前には着席を完了しよう。

(2) 下校時刻は特別な行事のない限り毎日午後４時50分とする。

(3) 校舎各階にある「霧よけ」には決して出ないこと。また「霧よけ」には物を絶対に置かないこと。

(4) 次の事項はすべて届出，あるいは許可を必要とする。

① 欠席する時。(欠席届，忌引届)

② 遅刻した時は必ず遅刻者入室許可カードを職員室で記入すること。

③ 登校後の無断外出，下校は禁ずるが，やむを得ない事由のある時。(外出許可願，早退許可願)

④ 施設，備品等を破損したとき（破損届）
・本人の不注意等による場合は原則として弁償する。

⑤ 広告，掲示類及び印刷物の刊行，配布をしようとする時は，生徒指導部に申し出る。

⑥ 遺失，盗難又は拾得物があった場合。(遺失，盗難，拾得届)

⑦ 集会，合宿等の参加。(行事参加許可願)

⑧ やむを得ない事由により，規定外の服装で通学せざるを得ないとき。(異装許可願)

⑨ 生徒諸活動停止期間中の活動。(特別練習許可願) ただし諸活動停止期間は定期考査１週間前から定期考査終了までとする。

⑩ 対外行事，対外試合等に参加するとき。(行事参加許可願)

⑪ 特別な事由により，下校時刻を過ぎても下校出来ないとき。(下校延長願)

⑫ 施設，備品を使用するときは，事前に係職員の承認を受ける。

３．校外生活について

(1) 公衆道徳を重んじ，違法行為や不道徳行為のないように注意する。

(2) 外泊を伴う旅行は保護者連署の上届け出る。(旅行届)

(3) 夜間（特に午後11時以降，早朝午前４時まで）の外出，及び無断外泊は禁ずる。

(4) アルバイトは原則として禁止する。特別な理由のある場合には保護者連署の上届け出る。(アルバイト届)

１ 理由とは 修学資金・家計補助等，保護者からの要望がある。

２ 成績面・生活面の両面で問題がないこと。

３ 成績面・生活面で問題が生じた場合には，すぐにアルバイトをやめ，改善を図ること。

４ 条 件

ア) 労働条件が妥当であり，風紀・作業安全等に問題がないこと。

イ）就業時間は原則として午後８時までとする。(帰宅時間が10時を超えないこと)

ウ）賃金の管理は保護者の監督の下に行うこと。

エ）アルバイトを止めた時は，速やかにその旨を担任に報告すること。

5　届け出の用紙をアルバイト先に提出し責任者の署名をもらい,学校に届け出ること。

(5)　不健全な盛り場，娯楽場，飲食店等への立入りを禁止する。(例：パチンコ店，麻雀荘，主に酒類を扱う店等)

(6)　交通法規，交通マナーを守り，事故のないように注意する。

(7)　運転免許の取得は禁止する。ただし，３年生の普通自動車運転免許取得については別途指示する。

(8)　事故や災害にあったり,起したりしたとき,又は補導を受けたときには直ちに学校に連絡する。

相談について

本校には「カウンセリング室」があります。学校生活の悩み・家庭での悩みなどありましたら気軽に利用して下さい。秘密は厳守します。

場所　１階保健室前

服装容儀等に関する規程

服装は質素，端正，清潔に心がけ，華美をさけ，奇異に流れず，流行に走らず，常に柏陵高校生としての品位を保つように心掛ける。

1．制　服

(1) 男女とも学校指定のものを着用する。

(2) 夏季は以下の服装をする。

男子：白無地角襟Ｙシャツもしくは指定のポロシャツ（白・紺），指定のズボンを着用する。

女子：白無地角襟Ｙシャツもしくは指定のポロシャツ（白･紺），指定のスカート又はスラックスを着用する。

※夏季は男女とも，白無地角襟Ｙシャツの上にベストを着用してもよい。

※夏季は男女とも，ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

(3) 冬季は以下の服装をする。

男子：指定の上着，ズボン，白無地角襟Ｙシャツ，ネクタイを着用する。

女子：指定の上着，スカート又は指定のスラックス，白無地角襟Ｙシャツにリボン又はネクタイを着用する。

(4) 女子の正装は，スカート着用時はリボン，靴下は黒・紺のハイソックスとする。また，スラックス着用時はネクタイとする。

(5) セーター・ベストを着用する場合は，無地の白，グレー，紺，黒のみとする。また，パーカーやスウェット類は不可とする。

(6) コート類は華美な色，華美な装飾のないものとし，ブレザーより丈の長いものとする。(基本は黒，紺)

(7) 靴，靴下等は華美な色及びデザインをさける。

(8) 上履きは学校指定のものとし，所定の位置に記名をする。

(9) 衣更えの期日は，６月１日，10月１日からとし前後１ヶ月の移行期間をもうける。

2．頭　髪

高校生としてふさわしく，また見苦しくない髪型に努める。(脱・染色，パーマ，エクステ等禁止)

3．その他

(1) 授業は原則として制服で受けること。

(2) 男女とも化粧，装飾品，カラーコンタクト等は禁止する。

(3) 通学鞄は高校生としてふさわしい華美でないものとする。

なお，鞄，バッグを持たずに登校することは禁止する。